

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

蔵 王 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平沢・円田地域

(1) 現況

本地域は、ほ場整備事業により整備された水田での稲作と、梨等の果樹に代表される園芸作物や畜産との複合経営が行われている。水田の担い手への農地集積の進行とともに、直播栽培による米の生産も拡大してきており、非農家も含めた農業用施設等の適切な保安全管理による担い手の負担軽減と、消費者の環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を維持し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、併せて、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及ため、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることが必要となっている。

2. 永野地域

(1) 現況

本地域は、古くから果樹生産が盛んな地域であり、平坦部で水稻栽培が行われている。今後、水田について担い手への農地集積が拡大すると見込まれることから、非農家も含めた農業用施設等の適切な保安全管理のよる担い手の負担軽減を図ることが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力

体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 宮地域

(1) 現況

本地域は、町域の中でも耕地に占める平坦地の割合が高く、稲作経営を自作で行う農家が多い。園芸作物との複合経営や養鶏業を営んでいる担い手農家もいるが、耕種主体の担い手の育成が課題となっており、非農家も含めた農業用施設等の適切な保安全管理を図ることが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平沢・円田地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	永野地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
③	宮地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし